

令和 2 年 6 月 15 日

法務省に対する報告徴収の実施について

1. 背景

社会保障手続において親族関係等の情報を電子的に提供可能とするため、戸籍法等が改正され、「戸籍関係情報」が新たに情報連携の対象とされた。

このため、法務省は、マイナンバーは保有しないものの、戸籍情報と「個人識別符号」が紐づけられた特定個人情報ファイル（戸籍関係情報）を作成し、当該ファイルを用いて情報連携を行うこととなる。

また、戸籍を情報連携の対象とするためには、戸籍情報を個人別に分離するなど情報連携に適した形式に加工する必要があるところ、このプロセスにおいても膨大な戸籍情報が取り扱われることとなるため、戸籍情報を加工する過程の情報及び関連システムの開発についても、個人情報保護委員会の監督に服することとなった。

※①戸籍関係情報の作成の開始時期…戸籍法の一部を改正する法律附則第 1 条第 4 号に規定する日（令和元年 5 月 31 日（公布の日）から 3 年を超えない範囲内において政令で定める日）

②情報連携の開始時期…同条第 5 号に規定する日（令和元年 5 月 31 日（公布の日）から 5 年を超えない範囲内において政令で定める日）

2. 当委員会の対応

現在、法務省は、戸籍情報を情報連携に適した形式に加工するためのシステムの開発を行っているが、マイナンバー法上、法務省は当該システム開発における秘密の漏えい防止等の保護措置を講じなければならない、個人情報保護委員会がこれを監督することとされている（同法第 45 条の 2）。

このため、当該システム開発において、必要な保護措置が講じられているか確認するため、法務省に対し、開発の各段階において報告徴収を行うこととしたい。

（参考）特定個人情報保護評価について

法務省は、将来的に、特定個人情報ファイル（戸籍関係情報）を保有することとなるため、特定個人情報保護評価を実施する必要がある。

保護評価については、当該事務に使用するシステムの開発前までに実施する必要があるため、審査・承認に向けて調整を進めているところ。